

第5節 その他の取組

1 護衛艦「しらね」の火災事案への取組

昨年12月、横須賀地区に停泊中の護衛艦「しらね」のCIC（戦闘情報センター）からの煙を乗員が視認し、火災が発見された。主な被害状況としては、CIC内の装備機器が全損したほか、CIC隣接区画内の装備機器の一部が使用不能となった。また、船体の一部も火災による熱のため損傷した。

火災の出火原因については、煙草の不始末および放火による出火の可能性は極めて低いと判断された。また、現場の状況などから、冷蔵庫の上に置かれた冷温庫付近が最も早く燃え出したことが疑われる一方、冷蔵庫および

冷温庫の焼損状況が激しく、残骸からの出火部位が特定できず、冷蔵庫および冷温庫が出火原因であったについては断定するに至らなかった。

防衛省・自衛隊としては、①戦闘区画への家電製品などの持ち込みの厳格化、②消火設備の改善などの検討、③部内外への迅速確実な報告及び通報の徹底、④CICなど保全区画の確実な施錠を徹底するための、艦内巡視などにおける保全区画の施錠状況の厳重な点検、などからなる再発防止策などをとりまとめ、火災の調査結果とともに本年3月公表した¹。

2 自衛隊員倫理規程などの遵守のための取組

99（平成11）年8月、国家公務員倫理法とともに自衛隊員倫理法が成立し、翌年4月から施行された。その目的は、自衛隊員の職務における倫理を保つために必要な措置をとり、職務が公正に行われているとの国民の信頼を得ることである。また、この法律に基づいて政令で自衛隊員倫理規程（倫理規程）が設けられた。

昨年、前事務次官がこの倫理規程などに違反していたことが明らかになったことにかんがみ、防衛大臣の命を受け、防衛監察本部が昨年10月から幹部職員¹などを対象に倫理規程などの遵守状況に関する特別防衛監察²を行った。

これまでの監察において、計3名の幹部職員が、倫理規程などの施行後に同倫理規程などに違反して利害関係

者³とゴルフ、飲食を行っていたまたは物品の贈与を受けていた事実を明らかにするとともに、

① 自衛隊員は、利害関係者を含めた部外者と接触する機会が多い者もいることから、常に倫理規程などを遵守することはもとより、同規程などの制度の趣旨や目的を踏まえ、国民から疑念や不信感を持たれないようにすること

② 特に、上位官職にある者は、部下に対し指導監督を行い大きな影響力を持つ立場にあることを念頭において部外者と接触すること

の2点について十分留意する必要があるとして、防衛省は本年2月1日に監察状況を公表⁴した。

1-1) <http://www.mod.go.jp/j/sankou/report/2008/pdf/shirane_080321.pdf>

2-1) ここでは、本省課長級相当職以上の事務官などおよび将補以上の自衛官を指す。

2) 防衛大臣が特に命ずる事項について防衛監察本部が行う監察をいう。

3) 隊員の所掌事務の対象となっている相手方のうち、防衛省との間において契約を締結している事業者などを指す。

4) <<http://www.mod.go.jp/j/sankou/report/2008/pdf/O201.pdf>>

3 薬物事案への取組

05（平成17）年、各自衛隊において、薬物事案が続発したことを重く受け止め、同年10月に、「薬物問題対策検討会議」を設置し、06（同18）年2月にその問題点と再発防止策などについて「最終的なとりまとめ」を作成した¹。

こうした取組にもかかわらず、その後も自衛官が薬物にかかわる法令に違反した容疑で逮捕される事案が発生しており、引き続き再発防止策の徹底を図っていく。

1) 「最終的なとりまとめ」の再発防止策として、①服務指導および教育の徹底、②入隊後における薬物検査（尿検査）の導入、③各種相談・通報窓口の整備などの再発防止策を速やかかつ着実に実施していくこととした。なお、入隊時の薬物使用検査は、02（平成14）年から実施している。